

桶川市道の駅整備事業 実施方針等改訂版 新旧対照表

No.	資料名	該当項目		項目名	旧	新
		頁	項			
1	実施方針	3	1.7	事業方式	本事業は、公共施設等の管理者等である市が、事業者と締結する本事業に係る契約（基本契約、建設工事請負契約、開業準備業務委託契約、維持管理業務及び運営業務に係る協定（以下「指定管理者基本協定」という。）を指し、以下、個別に又は総称して「事業契約」という。なお、本事業に係る各契約の名称や構成は、募集要項公表までに変更となる場合がある。）に従い、事業者が施設の設計・建設から維持管理・運営までを一体で行うDBO(Design Build Operate)方式で実施する。	本事業は、公共施設等の管理者等である市が、事業者と締結する本事業に係る契約（基本契約、 設計 建設工事請負契約、維持管理業務及び運営業務に係る協定（以下「指定管理者基本協定」という。）を指し、以下、個別に又は総称して「事業契約」という。なお、本事業に係る各契約の名称や構成は、募集要項公表までに変更となる場合がある。）に従い、事業者が施設の設計・建設から維持管理・運営までを一体で行うDBO(Design Build Operate)方式で実施する。
2	実施方針	6	1.12	図 I-1	【事業契約】の行 仮契約締結 ・基本契約 ・建設請負契約 ・開業準備業務委託契約	【事業契約】の行 仮契約締結 ・基本契約 ・ 設計 建設請負契約
3	実施方針	7	1.12(2)②	仮契約の締結	基本協定の定めるところにより、市は、事業者との間で基本契約、建設工事請負契約、開業準備業務委託契約の仮契約を締結する。	基本協定の定めるところにより、市は、事業者との間で基本契約、 設計 建設工事請負契約の仮契約を締結する。
4	実施方針	7	1.12(2)③	議会の議決	各仮契約は、 建設工事請負契約 の市議会による議決を得て効力を得ることができる。	各仮契約は、 設計 建設工事請負契約の市議会による議決を得て効力を得ることができる。
5	実施方針	10	3	表 II-1	… 令和4年1月 上旬 実施方針改訂版及び要求水準書（案）改訂版の公表 … 令和4年7月 下旬 第二次審査書類の受付期限	… 令和4年1月 下旬 実施方針改訂版及び要求水準書（案）改訂版の公表 … 令和4年7月 中旬 第二次審査書類の受付期限
6	実施方針	12	6.1	応募者の構成	構成企業のうち、応募グループを代表する企業を「代表企業」とする。なお、代表企業は次の要件を満たすこと。 ・本事業における応募手続を行うこと。 ・事業期間にわたり、SPCに出資し、出資者の中で最大の出資を行うこと。	構成企業のうち、応募グループを代表する企業を「代表企業」とする。なお、代表企業は次の要件を満たすこと。 ・本事業における応募手続を行うこと。 ・ 施設整備業務完了後にあっては、 事業期間にわたり、SPCに出資し、出資者の中で最大の出資を行うこと。
7	実施方針	14	6.2(2)①	設計業務を行う者	i. 建築物の設計を行う者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。 ii. 建築物の設計を行う者が、第一次審査書類の受付締切日までの過去10年以内に完了した、延べ床面積1,000㎡以上の公共施設又は商業施設の実施設計の実績を有すること。 iii. 桶川市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録があること。	i. 建築物の設計を行う者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。 ii. 桶川市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に登録があること。 なお、建設業務を行う者が設計業務を行う場合は、この限りではない。 iii. 建築物の設計を行う者が、第一次審査書類の受付締切日までの過去10年以内に完了した、延べ床面積1,000㎡以上の公共施設又は商業施設の実施設計の実績を有すること。
8	実施方針	23	2	表IV-4	緑地その他 2,900㎡程度	緑地その他 3,200㎡ 程度
9	実施方針	添付資料2		契約関係	(省略)	資料参照
10	実施方針	添付資料2		市及び事業者の収入関係	(省略)	資料参照
11	実施方針	添付資料3		金利リスク	(省略)	削除
12	要求水準書(案)	21	2.1(2)②b	適正使用・適正処理	・省エネルギー設備や仕組みの導入、資材や物品等による3R推進、地産地消等により、開発に伴う環境負荷の軽減に努めること。 ・本施設に用いる材料は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号グリーン物品購入法）に基づき推奨されるものを使用することを基本とすること。	・省エネルギー設備や仕組みの導入、資材や物品等による3R推進、地産地消等により、開発に伴う環境負荷の軽減に努めること。 ・ 桶川市ゼロカーボンシティ宣言に従い、本事業における二酸化炭素の排出量削減に寄与する取り組みを行うこと。 ・本施設に用いる材料は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号グリーン物品購入法）に基づき推奨されるものを使用することを基本とすること。
13	要求水準書(案)	21	2.1(2)②c	周辺環境保全性	・日照、通風、騒音、光害、水質・空気・自然環境の確保などに配慮し、周辺の良好な環境の保全に資する配置計画とすること。	・日照、通風、騒音、光害、水質・空気・自然環境の確保、 生物多様性 などに配慮し、周辺の良好な環境の保全に資する 事業 計画とすること。
14	要求水準書(案)	28	2.2(3)②h	電話設備	・外線電話機は事務室に設置し、外線及び内線は公共施設内の各室相互に送受信できるものとする。	・外線電話機は事務室に設置し、外線及び内線は公共施設内の各室 （物販施設、飲食施設、観光情報提供施設を想定） 相互に送受信できるものとする。
15	要求水準書(案)	38	2.4(2)②	諸室要件	【加工所】 主に市内で生産された農畜産物等を加工品として製造する施設	【加工所】 主に市内で生産された農畜産物等を加工品として製造 又は調理し、販売する 施設
16	要求水準書(案)	42	3.1(3)②	申請・手続き・届け出等	・事業者は、建築確認申請のほか、各種許認可の手続を事業スケジュールに支障が無いよう実施すること。	・事業者は、建築確認申請のほか、各種許認可の手続を事業スケジュールに支障が無いよう実施すること。 なお、国数地は全域、道路法による道路となるため、国数地内に建築物を整備する際、道路内建築許可申請が必要となる。
17	要求水準書(案)	53	7.2(2)	観光物産館の運営準備	・市の担当部署及び観光協会等の関係者と連携し、開業1か月前までに、観光物産館にて取り扱う商品を選定すること。	・市の担当部署及び観光協会等の関係者と連携し、開業1か月前までに、観光物産館にて取り扱う商品を選定すること。 新たな商品の開発を行う場合、市内の企業や店舗、生産者等と連携を図ること。
18	要求水準書(案)	53	7.2(3)	加工所の運営準備	・市内の企業や店舗、生産者等と連携し、開業1か月前までに、加工所にて取り扱う商品の開発を行うこと。市は、市内の企業や店舗等との連携において、必要な支援を行う。	・市内の企業や店舗、生産者等と連携し、開業1か月前までに、取り扱う商品の開発を 行い、6次産業化の推進に努めること。 市は、市内の企業や店舗等との連携において、必要な支援を行う。
19	要求水準書(案)	70	2.1(2)	表24	【加工所】 市内の産品等を使った加工品を開発し、製造・販売する	【加工所】 市内の産品等を使った加工品を 製造又は調理し、販売する
20	要求水準書(案)	72	2.2(4)	観光物産館の運営	・市及び観光協会と連携し、市ならではの特産品を仕入れ、販売すること。	・市及び観光協会と連携し、市ならではの特産品を仕入れ、販売すること。 ・ 運営準備期間と同様に、市内の企業や店舗、生産者等と連携を図り、定期的な商品開発に努めること。
21	要求水準書(案)	72	2.2(6)	加工所の運営	・事業者は、市内産の農畜産物を活用し、桶川ならではの魅力的な加工品の商品開発及び販売を行うこと。	・事業者は、市内産の農畜産物を活用し、桶川ならではの魅力的な加工品を 製造又は調理し、販売 を行うこと。
22	要求水準書(案)	78	5.2(1)④	利用料金等の設定	・利用料は、IV 1.6(1)を参考に、事業者が提案する金額とすること。	・利用料は、 VI 1.6(1)を参考に、事業者が提案する金額とすること。
23	要求水準書(案)	80	7.1(1)	市が実施するイベントへの協力	市又は市が認めた団体等は、本施設のイベントスペースを利用して地域活性化、防災訓練等のためのイベント等を開催することがある。市または市が認めた団体等が地域活性化、防災訓練等のためのイベント等を実施する場合、事業者はイベント等の実施に積極的に協力するものとする。	市又は市が認めた団体等は、本施設のイベントスペースを利用して地域活性化、防災訓練等のためのイベント等を開催することがある。市または市が認めた団体等が地域活性化、防災訓練等のためのイベント等を実施する場合、事業者はイベント等の実施に積極的に協力するものとする。 なお、道の駅において市が主体となり実施を想定するイベントは現段階においては「桶川べに花まつり」であるが、今後、イベントは増える可能性があるものとする。